

小樽市宿泊業事業継続追加支援事業実施要綱

制定 令和2年8月5日

(趣旨)

第1条 新型コロナウイルス感染症(新型インフルエンザ等対策特別措置法(平成24年法律第31号)附則第1条の2に規定する新型コロナウイルス感染症をいう。以下同じ。)の感染拡大の影響により経済活動が収縮したことを受け、「小樽市宿泊業事業継続支援事業実施要綱」に基づき市内の宿泊業事業者に支援金を支給したところであるが、未だに宿泊客の減少傾向が続き、また、固定費の支出により経営状況が悪化していることから、宿泊事業者への追加支援が必要である。この要綱は、宿泊施設の営業継続を追加支援するために実施する小樽市宿泊業事業継続追加支援事業に関し必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 旅館・ホテル 旅館業法(昭和23年法律第138号)第2条第2項に規定する旅館・ホテル営業を行う施設をいう。
- (2) 簡易宿所 旅館業法第2条第3項に規定する簡易宿所営業を行う施設をいう。
- (3) 宿泊施設 前2号に掲げる施設(公共施設を除く。)をいう。ただし、風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律(昭和23年法律第122号)第2条第6項に規定する店舗型性風俗特殊営業を営む施設及び小樽市ラブホテル建築規制条例(平成20年小樽市条例第33号)第2条第1項第2号に規定するラブホテルを除く。

(支援金の支給対象者)

第3条 小樽市宿泊業事業継続追加支援事業に係る支援金(以下「支援金」という。)の支給対象となる者(以下「対象者」という。)は、次の各号のいずれにも該当し、宿泊施設の営業を今後も継続する意思がある事業者とする。

- (1) 令和2年6月1日現在において旅館業法第3条第1項の規定により営業許可(以下「営業許可」という。)を受け、宿泊施設を市内で営業している者
- (2) 新型コロナウイルス感染症の影響により、令和2年3月から7月までのいずれかの月において、営業する市内すべての宿泊施設の売上げの合計額が、前年の同月と比較して3割以上減少した者。ただし、前年の同月との比較ができない場合は、営業を開始してから令和2年7月までの任意の2か月の平均との比較とする。

(支援金の額)

第4条 支援金の額は、1宿泊施設当たりにつき次の表に掲げる額とし、対象者が市内において複数の宿泊施設を営業する場合においては、その合算額とする。ただし、当該合算額が1,000万円を超えるときはその超える部分について、1,000万円を超えな

いときは1,000円未満の端数部分について、これを切り捨てるものとする。

宿泊施設が営業許可を受けた日	基準額	1 宿泊施設当たりの支援金の額
平成31年3月31日以前	平成31年4月～令和2年3月に請求された水道料金及び下水道使用料（以下「上下水道料金」という。）	$\frac{\text{基準額}}{\text{請求月（上下水道料金を請求された2か月ごとの月をいう。以下同じ。）数}} \times (6 - \text{請求額が0円となる請求月数})$
平成31年4月1日～令和2年1月31日	令和元年6月～令和2年3月に請求された上下水道料金	
令和2年2月1日～令和2年5月31日	令和2年4月～令和2年7月に請求された上下水道料金	

- 2 第1項の規定にかかわらず、滞納している上下水道料金については、支援金の額から除くものとする。ただし、徴収猶予を受けている場合は、この限りでない。

（支援金の申請）

第5条 支援金の支給を受けようとする対象者（以下「申請者」という。）は、小樽市宿泊業事業継続追加支援金支給申請書（様式第1号）に次に掲げる書類を添付し、市長に申請するものとする。

- (1) 第3条第1項第2号に定める売上げの減少を証明できる帳簿等の写し
- (2) 預金通帳の写し（口座名義人、口座番号、口座種別、金融機関名及び支店名が分かるページの写し）
- (3) 平成31年4月から令和2年7月までの期間に請求された、申請の対象となる上下水道料金の納入通知書兼領収証書の写し、口座振替収納済通知書又は納入済証明書
- (4) 上下水道料金の徴収猶予を受けている場合は、その期間と金額を証明する書類
- (5) 前3号に掲げるもののほか、市長が必要と認める書類

- 2 前項第1号及び第2号の規定による添付書類は、小樽市宿泊業事業継続支援事業実施要綱第6条第2項に規定する小樽市宿泊業事業継続支援金支給決定兼確定通知書を添付する場合は、省略することができるものとする。ただし、小樽市宿泊業事業継続支援金支給申請書に記載された営業実績及び振込先に変更がない場合に限る。

- 3 第1項の規定による申請は、令和2年8月11日から同年9月30日までにを行うものとする。ただし、市長がやむを得ない事情があると認めるときは、この限りでない。

（支給の決定及び支援金の支払）

第6条 市長は、前条の規定による申請書を受理したときは、速やかにその内容の審査を行い、支援金の支給の可否を決定する。

- 2 市長は、前項の規定により支援金を支給することを決定したときは、小樽市宿泊業事業継続追加支援金支給決定兼確定通知書（様式第2号）を当該申請者に通知するものとし、速やかに支給するものとする。

3 市長は、第1項の規定により支援金を支給しないことを決定したときは、小樽市宿泊業事業継続追加支援金支給不承認決定通知書（様式第3号）により、その旨及び理由を明示し、当該申請者に通知する。

（暴力団等の排除）

第7条 市長は、小樽市暴力団の排除の推進に関する条例（平成26年小樽市条例第17号）第3条第2項に規定する警察その他の関係機関に対し、申請者又は支援金の支給決定を受けた者が、同条例第2条第1号に規定する暴力団、同条第2号に規定する暴力団員又は第5条第1項に規定する暴力団関係事業者（以下「暴力団等」という。）に該当するか否かについて、必要に応じ照会を行うものとする。

2 市長は、申請者が暴力団等に該当することが判明したときは、当該申請者に支援金を支給しない旨の決定をするものとする。

3 市長は、支援金の支給決定を受けた者が暴力団等に該当すると判明したときは、当該支援金の支給の決定を取り消し、又は既に支給されている支援金の返還を命ずるものとする。

（返還）

第8条 市長は、虚偽その他の不正手段により支援金を受給した者に対して、支援金の全部又は一部の返還を命ずることができる。

（補則）

第9条 この要綱に定めるもののほか、支援金の支給に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この要綱は、令和2年8月5日から施行する。